

<p>五・一〇</p>	<p>石油精製下請業者との公害対策協議会</p>	<p>石油精製工程から副次的に排出される廃ソールダ、廃硫酸その他各種残滓の処理につきましては、かねてより公害上問題がありましたので、これを処理する関係業者七社を集め、海上保安部と共にその取扱いに慎重を期するよう強く要望した。</p>
<p>五・二</p>	<p>大気汚染技術小委員会開催</p>	<p>「ばい煙規制法」に関連した自動車排ガス処理について本年度調査の参考として日本鉄道車輛工業の講演を聴取した。なお、本技術小委員会の法律に基く今後の運営方針について審議した。</p>

(神奈川県商工部工業課「公害審査委員会関係綴(1) (昭和三十七年) 神奈川県庁蔵)

三九 公害防止条例の沿革 公害発生経過

公害防止条例の沿革

本県において、公害に対する法的規制の必要性が叫ばれるようになったのは、昭和二五年のころからである。戦後における産業復興が休廃止工場の転換活用を進め、更に朝鮮動乱はその傾向を助長した。しかしながら、その反面においては、附近住民との間に、工場からの騒音・ばい煙等による紛争が生ずるようになった。このような工場側の無過失の侵害に対して、附近住民の福祉を保護する法令はなく、いかにして産業の発展と住民の福祉との調和をはかるか

が、問題として提起されるにいたった。

当時、東京都においては、工場公害防止条例（昭和二四年八月）が、また、大阪府においては、事業場公害防止条例（昭和二五年八月）が、すでに施行されており、公害の防止に相当の実績をあげている状況から、本県としても、公害に起因する紛争の処理については、条例の制定により早期の解決をはかるべきであるとの方針を固め、昭和二五年末から条例案の起草にかかった。

条例の立案に当つては、公害の発生を防止するためには、戦前の工場取締規則に準ずる法的規制を必要とするが、条例による規制が産業の復興を抑制したり、企業活動を不当に圧迫したりすることは極力避ける方針のもとに、関係業界との協議を重ねつつ条例案を取りまとめ、二六年一二月の定例県議会に、神奈川県事業場公害防止条例案を提案し、議会の議決を経て翌二七年三月一日から施行された。

同条例は、昭和三九年六月一日、現行の公害の防止に関する条例の施行に伴ない、同日づけをもつて廃止されたが、その間一二年余にわたる条例の施行状況を示すと概ね次のとおりである。

(一) 公害陳情事案の処理

工場から発生する騒音、ばい煙等による附近住民の苦情は、い

ゆる陳情の形で県又は地元の市役所に持ち込まれるが、昭和二十七年三月一日から三十九年五月末日までに発生した公害事案は、一、一二一件であつて、年次別・公害種類別件数は第一表のとおりである。

表一 陳情問題、年次別、公害種類別、発生状況表

年次	種別														
	騒音	振動	塵	ばい煙	ガス	粉じん	悪臭	その他	計	騒音	動塵	液ばい煙カ	ス粉じん悪	臭その他	計
七〇年	七	一	三	三	四	二	二	一	二	二	三	四	二	一	二
六〇年	二	一	五	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	三
元	一三	一	一	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二四
三〇	九	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二八
三三	一三	三	一	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二〇
三三	二	四	一	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二二
三三	七	二	三	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二五
三四	五	五	二	二	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二二
三五	五	六	二	六	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二七
三六	二	九	二〇	二四	一	一八	一八	一	二四	一	二四	一八	一	二四	二四

表二 陳情問題種別地区別発生状況表(三九・五・三一現在)

市郡別	種別															
	騒音	振動	塵	ばい煙	ガス	粉じん	悪臭	その他	計	騒音	動塵	液ばい煙カ	ス粉じん悪	臭その他	計	
横浜市	一四六	一五九	一五	一七	七	九	三三	四八	一〇	五	七	二四	四	三	二	二五
	一四六	一五九	一五	一七	七	九	三三	四八	一〇	五	七	二四	四	三	二五	二五
合計	一四六	一五九	一五	一七	七	九	三三	四八	一〇	五	七	二四	四	三	二五	二五

(注) 三十九年は五月三十一日まで。

計	六四二	五九	七六	一五〇	三〇	六四	九七	四	一三	二六
七〇	一〇三	一一	一九	三四	四	一〇	三四	一	二六	二六
六〇	一四六	九	一四	三九	四	二〇	二七	一	二六	二六
元	五	八	三	一三	二	一	五	一	三	三

なお、陳情問題の処理については、昭和三十六年三月、条例施行規則の一部を改正し、障害の発生又は拡大を防止するため緊急を要する場合及び工場の規模が比較的小さく、障害を受ける地域が極めて小範囲であり、かつ調査に高度の技術を要しない公害問題の処理に関する指導及び催告の権限を県下の各市長に委任することにした。同年四月一日から三十九年五月末日までに各市が取り扱った陳情件数は、六五〇件である。

県及び各市が取り扱った陳情件数を公害種類別、地域別にみると第二表のとおりである。

第1章 労働 社会状態

(二) 公害発生の予防措置

旧条例の制定以来、県は事業主の自主的な申請（条例第四条に基

表三 条例第四条による調査請求取扱件数表

年次	種別										計	
	騒音	振動	廃液	ばい煙	ガス	粉じん	悪臭	その他				
二七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一
二八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九一	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九八	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	一〇五	一一	六〇	三〇	三三	一九	八	一	二五	八	六	三

(注) 三九年は五月三十一日まで。

づく調査請求)に基づいて、既設の工場から発生する公害問題のほか工場の新設に際しても、公害の防止に必要な指導を行ってきた。その年次別、公害種類取扱件数は第三表のとおりである。

しかしながら、県下への工場進出が活発化するにつれ、事業主の自発的な申出をまつという体制では、公害防止の目的を達成し難い状況にいたつた。そこで、昭和三四年三月、条例の一部を改正し、公害の発生のおそれのある機械の設置や作業について、事前の届出制を採用するにいたつた。すなわち鍛造機やプレス機械等々を新設し、増設し又は移転しようとするとき、あるいは板金やめつき等々の作業を業として行なおうとするときは、事業主は、あらかじめ、その計画の概要と公害の防止措置とを事前に届け出ることを要するものとした。県はこの届出に基づいて、事前に審査を行い、公害の発生のおそれのあるものについては、防止の措置について指導するなど、公害発生の予防につとめてきた。

昭和三四年四月から三九年五月末日までに条例第三条に基づいて、県が受理した届出件数は、一、四三九件であるが、その年次別・地域別件数は第四表のとおりである。

表四 条例第三条による届出年次別地区別状況表

市別	年次別						計
	三十四年	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	
横浜市	二七	四二	一三	一五	二四	五九	四七九
横須賀市	一	四	三	三	七	八	五
川崎市	九	六	三	五	五九	三〇	一七六
平塚市	一	九	一三	一八	一九	一四	七三
鎌倉市	一	六	六	七	一	一	三〇
藤沢市	一	六	二	三	八	六	四三
小田原市	一	四	九	二	一八	六	四九
茅ヶ崎市	二	六	一五	五	二七	五	五〇
相模原市	五	二	七	六	五	一六	一三七
逗子市	一	一	一	一	一	一	一
三浦市	一	一	一	一	一	一	一
秦野市	一	三	一	五	五	三	一七
厚木市	一	三	一	九	一〇	二	四五
大和市	一	四	五	六	一〇	八	二二
高座郡	一	七	七	五	三六	二四	二九
中郡	一	一	五	一〇	五	二	三三
足柄上郡	一	一	四	八	七	三	三三

市別	計	三十四年	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年
足柄下郡	一	一	一	一	一	一	一
愛甲郡	一	一	一	一	一	一	一
津久井郡	一	一	一	一	一	一	一
計	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

公害防止条例の改正(新条例の制定)

以上のごとく、本県は東京都及び大阪府について、昭和二六年に事業場公害防止条例を制定し、また昭和三四年には条例の一部改正を行なうことによつて、機械設置等の事前届出制を採用するなど、予防行政においても前進的な体制を整備し、産業の発展と住民の福祉との調和を図りながら、公害事案を処理してきた。

しかしながら、県下における公害の発生は、横浜・川崎両市の、いわゆる京浜工業地帯はもとより県央その他湘南・県西地域等々、県下全域にわたつて多発化する傾向を示し、従来の体制のままで推移するとすれば、大気の汚染、河川の汚濁、騒音の発生等によつて、県民の生活環境は悪化の一途をたどる公算が大となつた。

このような情勢から、昭和三八年六月、県は行政機構の改革により、従来商工部工業課で所掌していた公害行政を企画調査部に移すとともに公害課を新設し、本県における公害防止対策ないしは公害規制の在り方について抜本的な検討を加えた結果、(一)公害の発生を

第1章 労働 社会状態

未然に防止することが公害行政の基本であること。(二)公害問題の処理に当つては、行政措置の実効を確保することが必要であるとの見地から、従来の事業場公害防止条例を全面的に改正することにした。改正条例案は、三十九年二月の定例県議会に「公害の防止に関する条例」(案)として提案され、議会の議決を経て同年三月三十一日に公布され、六月一日から施行された。

改正の要点は次のとおりである。

- (一) 旧条例は、主として工場公害を規制の対象としていたが、新条例においては、工場のほか一般の事業場をも規制できるようにした。
- (二) 旧条例は、騒音・振動・ばい煙・粉じん・廃液・ガスを公害の種類として明示していたが、新条例においては、これらに「汚水」と「臭気」を加えた。
- (三) 旧条例においては、公害の認定を行なうときは、知事の諮問機関である事業場公害審査委員会へ諮ることを要件としていたが、新条例においては、事案の処理を促進するため、別に規則で定める基準に基づいて、知事が防止の措置を必要と認めたものを公害として処理できるようにした。
- (四) 許可制の採用―工場の立地条件いかんによつては、公害の防止

が技術的に極めて困難な機械の設置や作業については許可制を採用した。

(五) 届出制の強化―届出を要する機械・作業の範囲を大幅に拡大するほか、知事は、必要に応じ、事業主に対して、機械の設置や作業の実施に関する計画の変更等を命ずることができるようにした。

(六) 勧告権の市長への委任―工場及び事業場から公害が発生しているとき又はそのおそれがあるときは、知事は事業主に対して公害の防止について勧告を行なうことになつてゐるが、市の区域内にあつては勧告権を全面的に市長に委任することにした。

(七) 行政処分―知事の公害防止措置命令に従わない悪質な事業主に對しては、機械の使用停止、移転除却、作業停止、物品の撤去等を命ずることができるようにした。

以上のように、新条例は公害の規制を強化する面で画期的なものであるが、行政の行き過ぎのないよう重要事案の処理に當つては、事前に知事の諮問機関である神奈川県公害審査委員会の意見をきくことになつてゐる。

なお、公害の規準に関する規則については、三十九年六月五日に、新条例施行後第一回の公害審査委員会を開催し、同委員会への諮問の手續きを経て、六月一二日に公布、即日施行された。この規則にお

いては、騒音・汚水・廃液・ばい煙及びガスについては、それぞれ数値をもつて基準を設定したが、振動及び粉じんについては「工場又は事業場の周辺の人又は物に著しい障害を与えると認められる程度」、また臭気については、「工場又は事業場の周辺の人の多数が著しく不快を感じると認められる程度」をもつて公害認定の基準としている。(公害の基準設定に関する詳細は、^{〔注〕}関係各章を参照されたい)

^{〔注〕} 神奈川県企画調査部公害課「公害行政概要（昭和四十年）神奈川県庁蔵」関係各章省略。

三〇 昭和四十年五月現在公害処理状況

公害認定事案とその処理状況

県は、公害防止条例の改正を機会に、公害の認定を知事の権限とし、あらかじめ公害審査委員会にはかつて制定した「公害の基準に関する規則」に照らして、障害の程度が条例に基づく防止の措置を必要とするものを公害として認定することにした。

しかしながら、実際の運用に当つては、障害の程度が公害の基準を超えているものを直ちに公害として認定することはさき、まず行政指導によつて事業主に必要な措置を講ずるよう指示するものとし、事業主の自主的な防止対策によつて問題の解決をはかる方向で処理しているが、県市の再三にわたる指導にもかかわらず、効果的な措

置を講じないため、附近住民の多数に長期間著しい障害を与えている工場に対しては、公害認定の上、所要の行政措置を講ずることとした。

以上のような趣旨から、県は関係市の意向を聴取し、事業主側の対策の実施状況及び住民側のうけている障害の程度等を十分に調査検討した結果、去る一月二八日次の工場に係る公害事案を条例適用上最初の「公害」として認定し、関係市長あて通知するとともに条例第八条の規定による催告を要請した。

なお、今回の公害認定は、条例施行後のはじめての事例でもあり、慎重を期する意味から特に公害審査委員会にはかつて決定した。これら公害認定事案の概要は、次のとおりである。

(一) 日本油化工業株式会社の悪臭公害

- | | |
|----------|---------|
| ① 工場所在地 | 川崎市港町四三 |
| ② 用途地域 | 工業地域 |
| ③ 操業開始年月 | 昭和三五年四月 |
| ④ 資本金 | 五〇〇万円 |
| ⑤ 従業者数 | 二〇人 |
| ⑥ 業種 | 飼料製造業 |
| ⑦ 公害の種類 | 臭気 |

⑧ 公害の発生源

フイツシユソリユブル（魚の内臓を煮て液状に加工したもの）にふすまぬかを混合させた後、乾燥させる工程で発生する悪臭

三九・二〇・七

ついで警告書を送付した。

川崎市長名をもつて条例八条により公害防止措置を講ずるよう

⑨ 公害の程度

工場周辺の住民多数が著しい不快感をもよおす程度の悪臭がしばしば発生し、周辺の住民から、そのつど川崎市へ陳情が出され、特に三九年九月九日には、二一名（その後九月二一日に九名追加）の者が医師の診断書を添え関係町内会長から陳情書の提出があつた。

四〇・二一・六

川崎市長名をもつて、知事あて

公害認定の申請があつた。

四〇・二一・六

公害と認定された。（臭気）

四〇・二二・四

川崎市長名をもつて、日本油化

に対し、公害の防止措置を講ずるよう催告した。

⑩ 処理経過

三三・五・二七 附近住民四六〇人から知事あて陳情があつた。

四〇・三二・八

臭気がひどいとの苦情申出があ

三三・九 県から公害防止対策について指示した。

三九・一 脱臭装置が設置された。

り調査したところ、さきに設置された脱臭装置は稼動しており、風向は海側に吹き、敷地外では臭気はそれほど感じなかつた。同時点において工場としては、ソリユブル量を減ずると

三九・九・九 第二回公害審査委員会の席上、

前記の陳情書の取り扱いにつき

審議した。

同時に、川口物産（静岡）の鮮

三九・九・三六 知事名をもつて悪臭発生防止に

度の高い比較的臭気程度の低

いソリユーブルを使用しはじめ
ていた。

四〇・五・二三

風下では、かなり悪臭を呈し
た。勧告後未だ改善策を提出し
ていないので、早急に文書によ
り提出するよう指示した。

四〇・五・二五

工場付近の住民から悪臭につ
いて陳情の電話があり調査した。
その結果、作業の点では通常と
変化は認められなかった。しか
し風向は民家の方向で、かつ、
微風状態なので、悪臭が付近に
停滞したものである。

四〇・五・二二

日本油化の鈴木社長が公害の防
止措置の改善案を持参して来庁
した。

内容は原料のソリユーブルを鮮
度の高いものとし、かつ、臭気
軽減のため「エアールウイック二

(二) 太平飼料株式会社の悪臭公害

三二」(商品名)をソリユーブル
の中に入れて脱臭する。又、脱臭
装置については専属管理者を一
名増員すると言うものである。
内容については十分検討する必
要があるので「エアールウイック
二二」の使用並びに脱臭装置
の作業に関する資料を報告する
よう指示した。

① 所在地 横須賀市川間一六三

② 用途地域 工業地域

③ 操業開始年月 昭和二四年四月

④ 資本金 三、〇〇〇万円

⑤ 従業者数 三五人

⑥ 業種 飼肥料製造業

⑦ 公害の種類 臭気

⑧ 公害の発生源 魚の内臓を濃縮してフイツシユソリブルを

つくり更にぬかを混合させて乾燥し、飼料

⑨ 公害の程度

を製造する工程及び魚の残滓を煮て粉砕し、乾燥させ肥料を造る工程から発する悪臭

工業地域ではあるが、工場周辺には住家が多く、多数の人が悪臭により著しく不快を感じている。また、隣接の湘南化成（従業員九六人）から悪臭により不快感、頭痛、吐気を催すことがたびたびある旨、市長あて陳情があつた。

⑩ 処理経過

三九・四・二七 公害調査請求に基づく調査結果を通知した。

三九・二〇・二三 湘南化成工業から知事及び横須賀市長あて陳情があつた。

三九・二・一九 悪臭除害対策につき計画書を提出するよう指示した。

四〇・一・一九 県衛生部長名で当該化製場の施設改善につき指導監督方を市長に通知した。

四〇・一・二六 公害と認定された。（臭気）

四〇・一・二九

一月一八日提出された除去対策につき、工試に検討依頼した結果不適當であつたので、その旨、大平飼料の田中専務に連絡速やかに再検討し抜本的な対策を計画するよう指示した。

四〇・三・五

横須賀市商工課担当者を同行して現地調査を行なつたところ、天火乾燥を行なつていたので即刻中止するよう嚴重に注意した。

除害装置については、栗田、白石、ジョンソン、日本光電の各メーカーに見積設計を依頼中であつた。

四〇・三・六

横須賀市長から会社あて公害防止の勧告を行なつた。

四〇・四・三

田中専務より除害装置について検討の結果、栗田工業の装置が

最良のものと考えられるが、所定の子算額を大幅に超過するので、業者とも再度相談のうえ決定したい旨報告があつた。

四〇・五・一六

栗田工業とも相談の結果、まず化製場の施設改善を十分に行なつたうえで、除害装置を設置することに成り(役員会においての決定事項)栗田工業に再度見積設計するよう依頼した旨田中専務より報告があつた。

四〇・五・二六

栗田工業より再度提出のあつた見積設計について工試に検討を依頼した旨、田中専務より連絡があつた。

(三) 富士チタン工業株式会社平塚工場の廃液及びガス公害

- ① 所在地 平塚市新宿一一五
- ② 用途地域 工業地域
- ③ 操業開始年月 昭和三一年四月

④ 資本金 三億二、〇〇〇万円

⑤ 従業者数 五〇〇人

⑥ 業種 化学工業(酸化チタンの製造)

⑦ 公害の種類 廃液及びガス

⑧ 公害の発生源

鉍石(砂鉄)から金属チタンを抽出するため溶解反応タンクに鉍石と濃硫酸を入れて加熱溶解する際に発生するガス(亜硫酸ガス)と硫酸ミスト並びに鉄と硫酸を含む廃液及び廃液処理の過程で混入するカーバイド滓を含む汚水。

⑨ 公害の程度

① 廃液 PH 一〜一四

(基準値五・八〜八・六)

COD 三五〇〜六四〇

(基準値日間平均五〇)

(基準値最 大八〇)

浮遊物質五、三〇〇〜五、九〇〇

(基準値日間平均 七〇)

(基準値最 大一〇〇)

鉄 五四六〜五七六

(基準値日間平均一〇)

② ガス 周辺の住民に著しい障害を与えた事例があつたにもかかわらず、除害設備が全くなされてい

ない。

⑩ 処理経過

三六・八・四 平塚市長から知事あて陳情。

三六・五・二 平塚漁業協同組合から知事あて陳情。

三七・四・三 知事名で工場あて公害防止対策を勧告。

三六・三・三 廃液処理施設を設置したが、その後同施設は故障が多いのでしばしば改善するよう指示した。

三九・九・五 工場廃水処理につき改善方指示した。

三九・三・六 平塚市長から知事あて公害認定の依頼があつた。

四〇・一・二六 公害と認定された。(廃液およびガス)

四〇・二・三 平塚市長から会社あて公害の防止について勧告。公害除去計画書を三月末までに提出するよう指示。

四〇・三・三〇 平塚市において会社からの公害除去計画書收受。

四〇・四・三〇 会社から日本開発銀行の融資を受けたので、融資あつ旋方依頼の文書が提出された。

四〇・四・三三 公害防止対策について、会社案ができたので、現地で事情聴取。具体的に文書で提出するよう指示した。

四〇・五・六 公害課にて、会社側より公害防止対策について事情聴取。アンモニアタンク、沈澱池の容量等が不明なので、詳細な計画書を提出するよう指示した。

四〇・五・三三 公害防止対策についての文書を

平塚市を經由して收受。この計画では、既に会社で説明のあつた浮遊物除去の施設（振動篩）がない。水量に対してピットの大きさが小さくてアルカリを注入しても完全に中和されない等不完全である。なお、中和処理施設の完成時期は、一応本年七月を目標としている。ガスについても具体的資料がないので適否の断定はできないが、この計画では硫酸ミスト二酸化硫黄を除去することは、困難と思われるので、更に具体的な資料の提出を要求した。

(四) 株式会社大同鉄工所の騒音及び振動公害

- ① 所在地 横浜市鶴見区上末吉町一、三四四
- ② 用途地域 住居地域
- ③ 操業開始年月 昭和一五年四月

⑩ 処理経過

三・一三 横浜市長あて陳情(二人連名)

陳情者 附近居住者 二三人

(公害基準値 〇・六mm/S)

〇・六mm/S

二〇〜二五mのところ

② 振動 近接住宅で 二〜五mm/S

(公害基準値 五五ホン)

六五ホン

四〇〜五〇mのところ

- ④ 資本金 四、五〇〇万円
- ⑤ 従業者数 二四人
- ⑥ 業種 鍛造業
- ⑦ 公害の種類 騒音及び振動
- ⑧ 公害の発生源 ① 騒音 鍛造機(一トン及び四分の一トニアハンマー)のハンマ衝撃音と排気音及びコンプレッサーの吸気音。
② 振動 鍛造機のハンマ衝撃による振動
- ⑨ 公害の程度 ① 騒音 近接住宅で 八〇ホン
四〇〜五〇mのところ
② 振動 鍛造機のハンマ衝撃による振動

提出

三九・四・三四 工場、陳情者、市で話し合う。

三九・六・二七 再度、横浜市長あて陳情書提出。

三九・八・三五 横浜市長名で条例八条による公害防止催告。

三九・一〇・三〇 県、市、工場、陳情者とで話し合う。

三九・一〇・三〇 県、市、工場、陳情者とで話し合う。

三九・三・三三 知事あて陳情書提出。

三九・三・三三 横浜市長から知事あて公害認定申請書提出。

三九・三・三三 申請書提出。

三九・三・三五 工場、陳情者、市とで話し合う。

三九・三・三五 工場、陳情者、市とで話し合う。

（現在地での移設計画が工場側から提示された）

四〇・一・二八 公害と認定された。（騒音及び振動）

四〇・一・二八 公害と認定された。（騒音及び振動）

四〇・二・四 県、市、工場、陳情者による話し合う。

四〇・二・四 県、市、工場、陳情者による話し合う。

四〇・二・一〇 工場より移設計画の提出があつた。

四〇・二・一〇 工場より移設計画の提出があつた。

四〇・三・一 認定後の催告を行なつた。（鶴見保健所長名）

四〇・三・八 県、市、工場による移設計画の検討を行なつた。

四〇・三・八 県、市、工場による移設計画の検討を行なつた。

四〇・三・三三 県、市、工場による移設計画の検討を行なつた。

四〇・三・三三 県、市、工場による移設計画の検討を行なつた。

四〇・三・三四 工場より最終の移設計画書案が提出された。

四〇・三・三四 工場より最終の移設計画書案が提出された。

四〇・三・三三 県、市、工場、陳情者による話し合う。

四〇・三・三三 県、市、工場、陳情者による話し合う。

四〇・三・三三 移設計画を説明し、この計画を実施することで陳情者の了承を得た。

四〇・三・三三 移設計画を説明し、この計画を実施することで陳情者の了承を得た。

四〇・五・三〇 鍛造機移設の許可申請書が提出された。

四〇・五・三〇 鍛造機移設の許可申請書が提出された。

四〇・五・三〇 鍛造機移設の許可申請書が提出された。

四〇・五・三〇 鍛造機移設の許可申請書が提出された。

四〇・五・三〇 鍛造機移設の許可申請書が提出された。

四〇・五・三〇 鍛造機移設の許可申請書が提出された。

四〇・五・三〇 鍛造機移設の許可申請書が提出された。

四〇・五・三〇 鍛造機移設の許可申請書が提出された。

（神奈川県企画調査部公害課「公害行政概要」（昭和四十年）神奈川県庁蔵）

第二章 社会運動

第一節 労働運動

三二 昭和二十一年一月～二十四年六月 月別

型態別発生労働争議調

二十一年～二十四年六月 月別型態別発生労働争議調(当月発生)

年	合計		内訳			記 事
	件数	参加人員	罷業	怠業	其他	
三年一月	二	二、一八五	三			
二	三	二、四七四				
三	三	二、六五	二			
四	五	二、八七	五			
五	一	九四〇	一			
六	〇	〇	〇			産別会議準備会として発足(一八単産、二〇万生産管理否認の四相声明を発す)
七	四	三、〇四三	三	一		
八	三	二、六六	三			産別会議発足、夏期労働攻勢開始
九	二	三、六六	二			

三年一月	二	二、二六四	二、二六四			全官給与委員会発足
三年計	三七	二六、六六	二八	四	五	
一	五	一、四二三	五			
二	三	一、三四一	三			
三	三	四、三〇〇	一		一	
四	二	二、六六八	八	二	一	労働省発足
五	一	一、二二	一		二	
六	〇	〇	〇			
七	一	一、五三	一			
八	三	一、二二	一			
九	二	二、六六	八			
一〇	三	四、三〇〇	一			
一一	三	一、三四一	三			
一二	三	一、三四一	三			
一三	五	一、四二三	五			
三二 三年計	三四	六、八九〇	三三		一	
三二 三年一月	〇	〇	〇		〇	都労連の業務管理実施―始と要求通る
三	一	九	一			
二	八	五、七三八	七		一	二・一ゼネスト
一〇	九	五、四二七	九			放送スト解決生管解除―東芝 ト 二四時間スト開始―東芝 海員組合スト
一一	一	八二三	一			
一二	一	一、六八四	一			
一三	一	一、六八四	一			
二	二	二、一八五	二			
三	一	七三六	一			全官一、八〇〇円 要求(政府一、八〇〇円)産別自己批判今後教育調査の日常活動強化を発表
四	一	七三六	一			
五	一	一、〇七	〇		一	
六	〇	〇	〇			
七	一	一、五三	一			
八	三	一、二二	一			
九	二	二、六六	八			
一〇	三	四、三〇〇	一			
一一	三	一、三四一	三			
一二	三	一、三四一	三			
一三	五	一、四二三	五			
三二 三年計	三七	二六、六六	二八	四	五	
三二 三年一月	二	二、二六四	二、二六四			

第2章 社会運動

二	五	二、五二五	二、五二五	二、五二五	産別民同発足 東芝補給金要求 二四時スト
三	一一	四〇、〇一五	二〇、六四三	一九三、八	全財賜暇スト 全通二四時スト ト電産事務スト 二九日マ ット少将覚書発表
四	七	三、一〇一	三〇、六九六	三五二	片山内閣総辞職 東芝労連、 東急電鉄スト
五	七	六、八七四	四、七二四	二、六〇三	東宝首切り発表 私鉄総連地 区別スト
六	六	一六、九八一	一六七七四	二七二	全官公三、七九一円 Base 制 一定全日通スト 国鉄横浜支部二 四時間スト(国鉄最初のスト)
七	八	九、五六九	四、七八六	四七六	二四日マ書簡発表 電産、中 神奈川産別、県労会議へ発展 的解消
八	六	二、三四四	二、三四四	七九二	
九	五	六、七七〇	六、六九三		
一〇	五	二、九六六	二、六四三	三五一	全金屬結成
一一	一八	三三、五七三	三三、五五九	一三	官公使の六、三〇七円 Base 制定 社民連立内閣総辞職 SCAPの勧告により電産スト 中止 労働次官通牒により規 約協定の制定方法
一二	三	三六、三六三	三六、三六三		
三年計	一〇	二二、二四五	八四、四七三	二、九三	
三四年一月	四	一、五四四	一、五四三	五三	
二	五	三、三三六	三、三三六		
三	二	一六、七四三	一六、七四三		
四	一八	二〇、四〇六	二〇、四〇六		
五	二	一五、二四一	一五、二四一		

六月迄計	七三	一〇〇、三三〇	一〇、七九六	五三	三六〇
六	二四	四五、四一〇	四五、六三三		三〇
					二
					一

国鉄整理反対スト、エーミス
労働課長代理中止命令 国鉄
同調スト(東芝はじめ他
の組合)

備考

この統計は当該に報告のあつたもので当月発生した争議行為である。
内訳の其他とは罷業、怠業を除いた工場閉鎖、業務管理亦 Wildcat Strike
と云はれた定時退庁、総辞職、国鉄の安全運転、一斉賜暇戦術等である。
全般的な傾向

昭和二十一年、二十二年及二十三年中間迄は殆んどが経済生活向上の為賃
上げに終始し此れが二十一年の八月産別会議結成から十月攻勢と銘打ち海
員、電産、国鉄、東芝等賃上・整理問題より横の連絡をもつ□□り政治的
性格を含んだ所謂「労働攻勢」として長期亦長時間ストで殆んどが労働者
の勝利□なつたが二十三年中頃より漸く金詰りから企業整理の兆が抬頭し
はじめるや今迄の「労働攻勢」「防衛斗争」と変り要求項目を其都度変へ
た短時間スト(一時間、二時間、半日スト)を数多く行い亦関連産業との共同
斗争が活発となつたため二十四年以降は争議件数が俄然多くなつてゐる。
因に一月から六月迄(二十四年)の争議件数七十三件中の

- ・賃上のための争議は 十八件
- ・企業整備反対のための争議は 三十五件
- (退職金問題も含む)

・其他は

二十件

(賃金運配反対、国電同調スト)
(都公案条例反対同調スト)

となつてゐる。

(神奈川県厚木労政事務所「統計表綴」(昭和二十四年) 神奈川県庁蔵)

労働組合(勤労団体)名簿に関する件

標証の件に関し今般県下管内に於ける労働組合(勤労団体)実体把握上其の他必要と認めましたので五月一日現在にて労政課にて作成致しました。依つて各勤労署自体におかれても何かと連絡上必要と思はれますので、御参考迄に御送附致します。

(表紙)

昭和三十拾五年五月老日

労働組合(勤労団体)名簿

神奈川県労政課

号外

昭和二十一年五月九日

各勤労署長殿

神奈川県教育民政部長(印)

団体名称	所在地	設立年月日	代表者氏名	団体参加人員				備考
				職員	工員	男	女	
横浜港運労働組合	横浜市中区本町五ノ四九	二十一年一月十五日	楠原三之助	三六二	三	六四		
日本通運横浜地区従業員組合	” 桜木町一ノ一	二十一年一月二十日	天野五朗	三〇六	四七	四七	三	
文寿堂工場従業員組合	” 荻沢町二九	二十年十二月十五日	清野清	一八五	四	二六	一七	
横浜シネマ従業員組合	” 山手町一〇	二十一年二月十六日	松岡佑	二三	三	九	五	
東横浜検車区労働組合	” 東横浜駅構内	二十一年一月六日	景山岩次郎	一七	六			
日本鋼管本牧機械製作所労働組合	” 小港町一ノ一	二十一年三月一日	小島実	二七	九	二六	五	

第2章 社会運動

日本造船株式会社富士見工場従業員組合	新山下町三ノ七	二十一年二月一日	小林健治	六	三五	二三	一八
横浜電機通信工事局従業員組合	日本大通一二	二十年十二月二十日	橋本純吉	一八三	一七	四九	一八
横浜中央電話局従業員組合	日本大通一二	二十一年二月二十日	鷺見善一	七〇	二九	三六	六
横浜中郵便局従業員組合	曙町二ノ三一	二十一年二月十六日	古川助吉	二六	五		
横浜興信銀行従業員組合	住吉町四ノ四二	二十一年三月十日	中村秀彦	五〇	五九		
横浜市水道従業員組合本部	桜木町一ノ一	二十一年一月五日	鳥海萬吉	九		三六	
横浜市水道従業員組合船舶支部	新港町	二十一年三月十二日	坂本由蔵			一四	
横浜郵便局従業員組合	日本大通一二	二十一年一月十二日	津村格三	二五〇	六七	二五	八
横浜市全区役所職員組合聯合会	桜木町一ノ一	二十一年二月一日	巽專壽隴	四五五	二四四	二九	三〇
日本造船株式会社海岸工場従業員組合	新山下町三〇七	二十一年三月二十七日	松島源吉	八三	三三	二五	六
日本冷蔵従業員組合神奈川支部	山手町一八四	二十一年三月二十八日	小川孝始	三四	五	六五	
東亜企業株式会社山下工場従業員組合	新山下町三ノ七	二十一年三月二十八日	木下次郎	一〇	五	三	七
三菱横浜造船工員労働組合	横浜市西区緑町三ノ四	二十一年十二月三十日	木田富蔵			四、六四	二四
古河電気工業(株)横浜電線製造所従業員労働組合	西平沼四ノ二三		鳴海武雄	二四五	八三	九四	四五六
横浜市復興局職員組合	老松町復興局庶務課内	二十一年二月二日	窪島重造	一六六	二		
横浜市水道局職員会	西戸部町三ノ二八六	二十一年二月五日	中島省三	二四三	一九		
東京急行労働組合自動車神奈川支部	高島通二ノ三〇	二十一年十二月十日	岩崎健三	七四	三	三六	一五四
国鉄労働組合高島機械区支部	表高島町	二十一年一月一日	菊地清	五九	七		
東急従業員組合横浜支部	高島通二ノ三〇	二十一年三月一日	原隆介	二八五	七	三九	五〇

東京海上横浜支店社員組合	横浜市西区境ノ谷町七七	二十一年二月二十七日	日比虎三	三	一四		
関東配電従業員組合神奈川支部	西平沼町二ノ一三	二十年十二月十四日	白石敏男	一五〇三	三八		
三菱横浜造船労働員組合	緑町三ノ四	二十一年三月一日	稻積稔	七四三	一四		
神奈川都市交通従業員組合	高島通二ノ三〇	二十一年三月十日	鈴木恒雄	四〇	五	七六	一
労働組合総同盟横浜市水道従業員組合中区支部	西戸部町三ノ二八六	二十一年三月七日	高橋章			四五	
東急従業員組合品川支部	高島通二ノ三〇	二十一年三月五日	峰岸源五郎			一〇、一四	一六
東急従業員組合相模管理部支部	西平沼町五ノ三五	二十一年三月七日	森谷廣顕	一七五	六	一九三	二
横浜市西区役所職員組合	桜木町七ノ四一	二十一年二月九日	中澤勇助	四	一六	一	二
横浜交通労働組合浅間町支部	浅間町四ノ二六一	二十年十二月五日	太田武雄	七	二	四七	二
日本自動車工業株式会社従業員組合	横浜市南区井土ヶ谷中町一五八	二十一年一月二十日	広澤誠	五	一五	九	一六
興信ゴム工業株式会社労働組合	南太田町一ノ九四	二十一年三月二日	森茂樹	二	五	九	三
労働組合総同盟横浜市水道従業員組合中村支部	中村町四ノ三〇五	二十一年三月十一日	小金井熊太郎			四五	
神奈川県食糧営団運輸部従業員組合	南太田町二ノ一五二	二十一年三月十五日	高橋栄太郎			九〇	二
十全医院従業員組合	浦舟町四ノ五七	二十一年三月二十日	稻葉泰次郎	三	二七	一四	一五
横浜市南区役所職員組合	南太田町一ノ三三	二十一年二月四日	大野泰次	六五	三三	二	一
日本医療団法風園従業員組合	下水谷町一〇五四	二十一年三月三十日	早川亨	二六	四五	三	二
帝国金属横浜工場従業員組合	横浜市神奈川区神之木町七三	二十一年二月十八日	原亮	一六	六	二六	一四
日本鋼管浅野船渠労働組合	橋本町二ノ一	二十一年二月一日	高野正二	一五九	四〇	六五七	三
日本ビクター従業員組合	守屋町三ノ一二	二十一年一月十日	小木曾宏	五〇	九四	一六三	四〇

第2章 社会運動

日本カーボン株式会社横浜工場 従業員組合	〃	神奈川通り九ノ三 四八	二十一年一月二十三日	小松揚之助	四四	九	一三三	六
日本石油横浜製油所従業員組合	〃	守屋町四ノ一八	二十一年三月一日	建内保典	八四	九	二五二	三〇
日産重工業従業員組合千若支部	〃	千若町三ノ一	二十一年二月二十五日	南茂	五	一六	六六	六
昭和電工株式会社横浜工場従業員組合	〃	恵比須町八	二十一年二月五日	土屋晴一	八五		四八八	七九
労働組合総同盟横浜市水道従業員組合神奈川支部	〃	栄町一ノ三	二十一年三月二十四日	栗原房吉			一八	
日本カーボン株式会社社従業員組合	〃	七島町一四	二十一年三月二十日	伊澤五郎	一〇	三		
東海金属株式会社従業員組合	〃	冨家町一	二十一年一月五日	譲原実三郎	一一	四	三〇	七
横浜市神奈川区役所職員組合	〃	幸ヶ谷町一六	二十一年二月十八日	海老塚春吉	四九	二五	三	
横浜護謨神奈川工場従業員組合	〃	恵比須町一	二十一年二月二十八日	長岡春雄	三四	一三	四〇	
日産重工業従業員組合	〃	宝町二	二十一年二月十九日	杉山隆茂	五三	一六	二〇四	二八六
東京瓦斯産業労働組合六浦支部	〃	横浜市磯子区六浦町四八三〇	二十一年二月二十六日	大橋鹿之助	一四	三	四〇	一
横浜交通労働組合	〃	滝頭町二〇五	二十一年十二月五日	八木秀雄	三五	七九	七六三	一八〇
石川島産業従業員組合	〃	富岡町字昭和町三 一七四	二十一年二月五日	薬師寺良全	二〇	三三	二二七	三五
東産労働組合	〃	磯子町一	二十一年二月二日	大久保進	七七	三三	二二七	一三
日本製鋼新横浜製作所従業員組合	〃	泥亀町四〇	二十一年三月九日	角田正人	一〇七	二〇	二二五	四六
横浜市従業員組合土木支部	〃	丸山町二二三	二十一年一月五日	藤満暹梁	七三		一七四	
横浜市従業員組合聯盟	〃	滝頭町二〇五	二十一年三月二十六日	八木秀雄	一七五	五三	一四四	三五
横浜市磯子区役所職員労働組合	〃	磯子町字禰馬一	二十一年二月九日	中村武雄	六〇	三三	二二	二
横浜交通労働組合滝頭支部	〃	滝頭町二〇五	二十一年十二月五日	久保政吉	三〇	三〇	五	五

横浜市交通労働組合本局支部	横浜市磯子区流頭町二〇五	二十年十二月五日	河村良一	七五	五〇		
横浜交通労働組合技術支部	滝頭町二〇五	二十年十二月五日	多胡浜次	五	三	一九	五
労働組合総同盟横浜市水道従業員組合本部	横浜市保土ヶ谷区川島町五二二	二十一年一月七日	堺 常次			二六	三
労働組合総同盟横浜市水道従業員組合西谷支部	〃	二十一年三月三日	餌打甚吾			六	二
日本金属工業株式会社横浜工場従業員組合	〃	二十一年二月一日	杉原 準三	三六	六	六	三
古河電気工業株式会社電池製作所労働組合	〃	二十一年二月八日	川喜田清	一八	三	一〇	三
東洋電機製造株式会社従業員組合横浜支部	〃	二十一年一月十九日	山下□三	四五	一三	二八	二
日本麦酒労働組合横浜支部	〃	二十一年一月七日	海老塚金作			一五	五
横浜市従業員組合厚生支部	〃	二十一年一月五日	小峰 治信	一六		一四	
関東電気工業株式会社保土ヶ谷工場従業員組合	〃	二十一年三月二十五日	磯崎好太郎	五	一五	七六	六
横浜市保土ヶ谷区役所職員組合	〃	二十一年一月二十六日	巽 専壽隴	三六	三	五	一
日本電解労働組合小机支部	横浜市港北区小机町二六〇〇	二十一年三月一日	渡辺喜一郎	一七	五	五	六
安立電気従業員組合吉田支部	〃		原 田 孝	二四	七	三二	一四
横浜北ドック従業員労働組合	横浜市神奈川区千若町二八	二十一年四月六日	上 野 博			三三	三
横浜市中区役所職員組合	横浜市中区桜木町一ノ一	二十一年二月二日	大道寺 候	五	三	五	九
横浜交通労働組合麦田支部	〃	二十年十二月五日	霜 島 道藏	二〇	二	二〇	七
保土ヶ谷化学研究所従業員組合	横浜市保土ヶ谷区天王町三ノ二四五	二十一年四月十一日	松 田 優次	八	二	一三	一
保土ヶ谷化学工業従業員組合	〃	二十年十二月十七日	浜 野 道夫	一三	四	二五	二
保土ヶ谷化学工業株式会社労働組合	〃	二十一年二月二十八日	亀 田 東伍	二四	一六	七八	二

第2章 社会運動

三菱化工機株式会社鶴見工場従業員組合	三菱化成工業株式会社第二研究所従業員組合	日本開発機製造株式会社従業員組合	日本電解労働組合	東京瓦斯産業労働組合鶴見支部	日本造船鶴見工場従業員組合	ヂーゼル自動車工業鶴見労働組合	三菱化成鶴見工場職員労働組合	キリンビール株式会社横浜製塩工場従業員組合	東京瓦斯産業労働組合横浜工場支部	京三製作所労働組合	昭和特殊製鋼従業員組合	帝國自動車工業従業員組合	全通信従業員組合鶴見支部	ヂーゼル自動車工業末吉製造所労働組合	京三製作所労働組合末吉支部	日本パイプ鶴見工場労働組合	保土ヶ谷化学鶴見工場従業員組合	月島機械株式会社鶴見工場従業員組合	
横濱市鶴見区生麦町二、〇三六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
弁天町二	市場町一、一五〇	寛政町一	安善町一ノ一	大黒町二〇	末広町二ノ四	末広町一ノ一	生麦町字明神前一	末広町一ノ七	平安町二ノ一三一	生麦町神明前二、〇三六	市場町二六八	鶴見町九七八	下末吉町学久保七六五	上末吉町一、三六〇	市場町七〇	大黒町三一	小野町九		
二十一年十二月二十四日	二十一年三月八日	二十一年二月一日	二十一年二月一日	二十一年一月三十一日	二十一年十一月二十一日	二十一年二月十三日	二十一年二月九日	二十一年二月八日	二十一年二月二十日	二十一年三月十六日	二十一年二月十五日	二十一年二月二日	二十一年十二月一日	二十一年二月二十日	二十一年二月二十三日	二十一年三月二十日	二十一年一月十八日		
青野 章	末利 志郎	落合 武雄	小寺 公雄	佐藤 金右エ門	霜田 亮	孫田 秋義	浅岡 敏夫	安田 孝一	曾我部 荏夫	山口 年雄	安達 幸吉	鈴木 武	酒井 龍甫	前田 喜久夫	河原 権太郎	上野 覚	亀井 恭二	太田 勝郎	
七	三	二七	一六	五〇	七四	一六	一七	二七	四〇	二七	一三	一六	一八	四	九	二	三	三	
六	四	二九	二八	五	三三	四三	二八	六	一六五	一八	二七	四	四	一五九	四〇	二	一九	一三	
三九	二〇五	三五	二四二	一七五	六六	六	六	五九	四六七	三三	一四八	三	二〇	二	五	九	七	一	

森木鶴見工場労働組合	横浜市鶴見区下末吉町一〇三五	二十一年一月十六日	吉村高次郎	五	一九	二五	三二
自動車鋳物株式会社従業員組合	江ヶ崎町四〇五	二十一年三月九日	坂田三郎	五	二二	三六	五
横浜ゴム製造株式会社横浜工場従業員組合	平安町二ノ一三一	二十一年二月一日	二見房雄	七	二〇	二六	三
横浜交通労働組合生麦支部	生麦町一三三	二十一年十二月五日	高橋喜義	七	四	一五	四九
横浜市鶴見区役所職員組合	鶴見町一九二	二十一年二月七日	椎谷健	三	二七	二	
横浜交通労働組合鶴見支部	生麦町字貝助	二十一年十二月五日	石井良三	七		四〇	一五
京三製作所労働組合鶴見支部	平安町二ノ一三一	二十一年二月二十日	山口年雄	五	二〇	二六	五四
日東化学横浜工場従業員組合	大黒町三五	二十一年二月九日	滝崎清男	一〇七	七	三四七	三
石川島芝浦タービン労働組合	末広町二ノ四	二十一年十二月十七日	杉崎利一	二〇六	五〇	五四三	一九
東京ガス産業労働組合末広支部	末広町二ノ一	二十一年十二月一日	前田保次	三	四	一一二	一
東芝鶴見労働組合	末広町二ノ四	二十一年十二月十三日	大野啓三	一、〇〇〇	二四五	一、三〇〇	五〇
神奈川県食糧営団鶴見潮田町従業員組合	本町通り三ノ一三三	二十一年二月一日	本田富藏	三	三	八八	四〇
キリンビール横浜工場労働組合	生麦町明神前一七	二十一年二月一日	松野伸弘	四	一七	二八	九
日本鋼管株式会社鶴見造船所労働組合	末広町二ノ一	二十一年十二月十四日	近藤師家男	四〇	七	三三五	八九
自動車部品製造株式会社従業員組合	市場町字本町四〇	二十一年二月二日	杉田鉄千代	五	一五	八九	七
日本発送電従業員組合関東地方神奈川支部	江ヶ崎町三三三	二十一年一月二十六日	三本木柱	二六		二七	二
日本鋼管鶴見製鉄労働組合	末広町二ノ一	二十一年十二月二十四日	林武雄	四六	五	一、〇五	八一
日産重工業従業員組合鶴見支部	大黒町二〇	二十一年二月二十五日	小出重男	八七	二七	二六	二
不二電機従業員組合	市場町四二四	二十一年十二月十五日	小林惣作	四	五	八〇	〇

第2章 社会運動

鶴見曹達従業員組合	横濱市鶴見区末広町一ノ七	二十一年四月十日	松南元一	四六	三	五五	五
芝浦工機鶴見労働組合	” 末広町二ノ四	二十一年一月十五日	佐々木留吉	一七	四	六九	一
日本医療団神奈川県支部従業員組合	” 生麦町岸谷一、五 九一	二十一年四月十日	福井自助	二七	二九	九	一九
戸塚郵便局従業員組合	横濱市戸塚区戸塚町四、一〇〇	二十一年三月十日	田中国勝	三三	三	二九	二九
東洋電機製造株式会社従業員組合	” 上倉田町両山下	二十年十二月十四日	望月石松	三五	一〇〇	九七	二七
東洋電機製造株式会社従業員組合戸塚支部	” 上倉田町両山下	二十年十二月十四日	望月石松	一五	六三	六五	二八
富士興業大船従業員組合	鎌倉郡深沢村山崎一、一〇〇	二十一年三月一日	千葉秀司	八四	四三	三七	六
日産重工業従業員組合柏尾支部	横濱市戸塚区汲沢村二、二三四	二十一年二月十九日	林保次	二六	五	一七〇	二四
株式会社昌運工作所大船工場労働組合	” 柏尾町一八三	二十一年三月三十日	桜井好男	三三	四	四五	二
株式会社戸塚区役所職員組合	鎌倉郡大船町植木三三八	二十一年三月二十五日	青木武	二四	一三	八〇	二
株式会社芝浦製作所大船工場従業員労働組合	横濱市戸塚区戸塚町四一四四ノ一	二十一年二月五日	安藤文雄	四二	三	五	三
東和産業株式会社戸塚工場従業員組合	” 笠間町一、〇〇〇	二十一年一月二十八日	川口茂助	二九	三五	一八五	四
国華工業株式会社戸塚工場	” 矢部町六五四	二十一年二月十四日	荒木宗一郎	一〇三	〇	二〇一	二六
三菱電機大船労働組合	” 舞岡町一二二	二十一年二月一日	齋藤美佐雄	一七	四	一三	五
日本タイヤ株式会社横濱工場従業員組合	鎌倉郡大船町大船八〇〇	二十一年二月一日	金井次夫	五七	〇	二九	二七
東京芝浦電気株式会社湘南工場従業員組合	横濱市戸塚区柏尾町一	二十一年二月二日	児井正三郎	二	二	一〇三	三
日立製作所戸塚工場社員組合	鎌倉郡大船町台字戸部七九	二十一年一月十九日	小菅薫	六六	六六	八四	七
日立製作所戸塚工場工員組合	横濱市戸塚区戸塚町二一六	二十一年三月五日	滝田勝三	二二	〇	八四	七
”	” 二一六	二十一年三月五日	今枝春馬	二二	〇	八五	二五

団体名称	所在地	設立年月日	代表者氏名	団体参加人員				備考
				職員	男	女	工員	
東洋高庄大船工業所労働組合	横浜市戸塚区笠間町田立前一、 一六〇	二十年十一月二十三日	長綱孝一	三九	六	四五	二三	
松竹大船従業員組合	鎌倉郡大船町大船五六〇	二十年十一月九日	野田高梧	二三	四九	三〇八	五	
三菱重工川崎機器勤労者組合	川崎市鹿島田五二六	二十年十二月十日	有田京次			七九七	一〇三	
三菱重工川崎機器勤労者組合	" 五二六	二十年十二月十九日	手塚英雄	三五	三			
日本通信工業従業員組合	" 北見方二六〇	二十一年一月十七日	橋本正一	三〇七	四四	六六一	一五	
昭和電工株式会社川崎工場従業員組合	" 扇町二八	二十一年二月二十日	東海林貫一	三六	五	四八	九	
東京製線川崎工場労働組合	" 古川通六五	二十一年二月十三日	小寺孝男	三	三	五五	一	
労働組合総同盟東京機器工業労働組合	" 中島町一ノ二	二十年十二月八日	太田秀郎	一七	二四	三〇九	三六	
屋井乾電池労働組合	" 下並木三〇	二十一年二月四日	五郎川憲一	二	三	一九	三五	
プレス工業株式会社労働組合	川崎市塩浜町一	二十一年二月十日	柳井清澄	三四	二〇	七九		
東京ラヂエータ製造株式会社従業員組合	" 藤崎町三ノ二一	二十一年一月十八日	戸谷銀三	三	一六	八六	九	
川崎市従業員組合	" 砂子町一ノ五八	二十年十二月十七日	阿部林三郎	七	一	三五	三	
東京中島電気株式会社本社従業員組合	" 上小田中三〇〇	二十一年一月十日	米良征也	六六	三五	五四	一四	
東京芝浦電気株式会社本社従業員組合	" 堀川町七二	二十一年一月二十三日	吉武春二	七五	三四〇			
富士電機川崎工場従業員組合	" 田辺新田一	二十年十一月三日	佐藤與信	三八	六四	六四八	一三六	

第2章 社会運動

大同製鋼株式会社川崎工場労働組合	川崎市北加瀬六二二	二十一年二月二日	伊藤哲朗	三三	九	二四	八
日本冶金工業株式会社川崎製造所労働組合	大師河原小島新田七〇〇七	二十一年一月十四日	小土林幸平	二五	三〇	二四三	三
日本鑄造従業員組合	白石町三ノ一	二十年十二月十八日	増山大二	一五	五四	三四〇	一〇
ヂーゼル自動車川崎勤労組合	下殿町五、九三一		土信田武三	二〇	五〇	一八四一	五六
日本製鉄富士製鋼所従業員組合	大師河原二、二四四		高村衛			一八六	一〇
東京芝浦電気株式会社塚越工場従業員組合	塚越袋耕地七		鮫島巖	一七	四三	二四一	三〇
東京機械製作所従業員組合	新丸子東三ノ一、一三五	二十一年一月十六日	斉藤廣	二九	一	一五〇	一四
日本発送電従業員組合関東地方鶴見支部	大川町三	二十年十二月二十六日	藤沢喜代吉	五七		五五	
富士通信機川崎工場労働組合	上小田中一、〇一五	二十年十二月十二日	勝俣宗義	四九	五九	三六五	三八七
臨港バス交通労働組合	古川通四〇	二十一年二月一日	千葉堅弥	二七	三三	一〇四	二五
荏原製作所川崎工場労働組合	川崎市北加瀬五〇	二十年十一月二十四日	結城晴義	四七	三三	二七二	三三
日本製鉄富士製鋼所職員組合	大師河原二、二四四	二十一年二月九日	由良一郎	一〇	一七		
不二越精機工業(株)多摩川工場従業員組合	木月住吉町一、八八五		佐藤茂久次	二七	一一	二四	
帝國機器製薬株式会社従業員組合	下作延一、六〇四	二十一年二月二十七日	柏尾二郎	八九	三四	七	五六
日産化学工業株式会社川崎神明工場従業員組合	神明町一ノ四四	二十年十二月十八日	横井伸吉	三六	一五	三三	三
川崎市役所職員組合	砂子町一ノ五八	二十一年一月十九日	日崎覺	五四	一六四		
昭和電線労働組合	東渡田町三ノ二、四八二	二十一年三月五日	鈴木茂平	一八	一三	四四一	二五
日本金属工業株式会社川崎工場従業員組合	大師河原上殿町四、八六一	二十一年二月一日	高橋直之	五	六	七二	五
池貝鉄工所発動機製造所神明工場従業員組合	神明町一ノ八〇	二十年十二月十四日	大森一正	二二	一〇	三六	一七

山越機械川崎工場従業員組合	川崎市堀川町五八〇	二十一年二月一日	吉岡憲造	三四	三	八〇	八
東芝柳町工場従業員組合	柳町一、二〇〇	二十年十二月二十日	三部 豊	一〇五七	二六四	一四一	三六
日本自動車工業株式会社従業員組合川崎支部	大師河原町四、五七三	二十一年三月八日	関矢正直	一四	八	三三	一
東芝銅管従業員組合	港町七三ノ七	二十一年二月二日	西田六三郎	五七	二〇	一三七	八
株式会社芝浦製作所川崎工場従業員組合	京町二ノ四八	二十一年一月十日	佐藤茂作	三七	六九	三七二	二
日本果糖株式会社従業員組合	市ノ坪三八五	二十一年二月一日	榊沢久之	三九	四	三三	九
労働組合総同盟神奈川県聯合会	大島町四ノ四九	二十一年二月三日	三木治朗	三〇七	七九	八四七	一九三
明治産業川崎工場従業員組合	堀川町五八〇	二十一年二月十六日	川辺巖彦	四三	六	九三	四三
鋼索製線労働組合	河原町一	二十年十一月二十六日	小林藤太郎	七九	二四	四〇六	四六
味ノ素労働組合	鈴木町二、九六四	二十一年一月二十五日	金子信男	一九	三五	三六六	三七
日本高炉セメント従業員組合	浅野町二、九三六	二十年十二月二十六日	大久保喜平治	四六	一三	九四	六
東鍛川崎製造所従業員組合	四谷下町五〇	二十一年一月二十一日	久永喜代長	六六	一九	一九七	一一
東京芝浦電機株式会社堀川町工場従業員組合	堀川町七二	二十年十二月十四日	落合英一	一、二六	三五六	一、五三	一、二五
日本電機労働組合玉川向支部	下沼部玉川向一、七五三	二十一年三月七日	石井八郎	六五九	八九	六六一	一四五
池貝自動車製造株式会社労働組合	中瀬町三ノ二、一八〇	二十年十一月七日	畑田元三郎	二〇〇	六六	三六一	一九
日産化学工業株式会社川崎堀川工場従業員組合	堀川町五三	二十一年三月十四日	山路芳男	六七	一五	五五	一三
東亜計機工業株式会社川崎工場労働組合	上小田中一、〇三四	二十一年二月六日	井上政則	三	四	三六	八
池貝鉄工所戸手工場従業員組合	戸手町二ノ五三	二十年十二月二十四日	古川新太郎	三	一一	二四	四
三菱化工機川崎労働組合	大川町五	二十年十二月十七日	黒須邦男	一五〇	五	一五〇	五